未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡に関する事務取扱要領

第1目的

この要領は、鳥取県(以下「県」という。)が発注する建設工事を受注している建設業者(以下「請負者」という。)が、鳥取県建設業協同組合連合会の会員(以下「事業協同組合」という。)に対する未完成公共工事に係る工事請負代金債権(以下「工事請負代金債権」という。)の譲渡を活用した融資制度(以下「本制度」という。)を利用する場合の鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)第26条ただし書に定める債権譲渡に係る事務の取扱いについて定めることを目的とする。

第2 債権譲渡

1 債権譲渡の対象工事

県が発注する、請負代金額1,000万円以上の工事を対象とする。ただし、以下の工事は除くものとする。

- (1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (2) 県が役務的保証を必要とする工事
- (3) その他請負者の施工する能力に疑義が生じているなど、債権譲渡の承諾に不適当な事由がある場合

2 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合とする。

3 債権譲渡を承諾する時点

工事請負契約を締結した時点から当該工事が完成する日までのいずれかの時点とする。

4 債権譲渡の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、当該建設工事が完成した場合において、検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金及び当該工事請負契約により発生する県の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の県の請求権に基づく金額を控除した額とする。

また、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡契約証書における請負代金額及び債権譲渡額は変更後のものとする。

請負者は、請負代金額に増減が生じた場合には、事業協同組合に変更後の工事請負契約書の写しを添付して通知しなければならない。

5 履行保証との関係

保証業務委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、当該譲渡に関する保証人の承諾書を提出させるものとする。

6 債権譲渡の承諾の申請書類

債権譲渡の申請を受ける場合には、以下の書類を請負者から提出させるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第1号) 3通
- (2) 元請負人と事業協同組合の調印済の債権譲渡契約証書(参考様式)の写 1通
- (3) 発行日から 3 か月以内の元請負人及び事業協同組合の印鑑証明書 各 1 通
- (4) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要 とされている場合には、当該譲渡に関する保証人の承諾書

第3 債権譲渡の承諾の決裁処理手順等

1 債権譲渡の承諾

債権譲渡の承諾事務は、工事の契約が知事又は地方機関の長であるにかかわらず、本庁の所管課(以下「所管課」という。)において行うものとする。

2 申請書類の受理

申請書類の受理は、工事を監督している地方機関の長(以下「地方機関の長」という。)を 経由し、所管課が受理するものとする。

- 3 承諾の手続
 - (1) 所管課は、申請書類受理後、速やかに承諾のための手続を行うものとする。
 - (2) 所管課は、本制度専用の債権譲渡整理簿(様式第2号)により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。
 - (3) 所管課は、債権譲渡の承諾後、県の押印がなされた債権譲渡承諾書(様式第3号)2通を地方機関の長を経由して元請負人に交付するものとする。

第4 申請書類の確認に際して留意すべき事項

申請書類等の確認に際して留意すべき事項は以下のとおりとする。

1 債権譲渡承諾依頼書(様式第1号)

譲渡対象債権の金額(申請時時点)が工事請負契約に基づき元請負人が請求できる債権金額 と一致していることを確認すること。

2 元請負人倒産時の下請負人等保護方策

原則として、以下(1)又は(2)のいずれかの特約が請負者と事業協同組合の間の債権譲渡契約において定められていることを確認すること。

- (1) 元請負人が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、事業協同組合は、 事業協同組合が県から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として元請負人に代わって下請負人等に代金を払う旨の特約
- (2) 元請負人が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、事業協同組合は、 事業協同組合が県から受け取る当該工事請負代金額から元請負人への貸付金を精算の上、残 余の部分を元請負人に代わって下請負人等に支払う旨の特約
- 3 元請負人及び事業協同組合の印鑑証明書

債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合すること。

なお、元請負人及び事業協同組合が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において(申請書は個別に提出させる)、申請書類の提出を受けた日から起算して3カ月以内に発行された印鑑証明書が既に所管課に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができるものとすること。

第5 融資実行の報告

元請負人及び事業協同組合が県による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合は、速やかに連署にて県に融資実行報告書(様式第4号)を提出させること。

第6 事業協同組合からの債権金額の請求

- 1 債権譲渡を受けた事業協同組合からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を 提出させるものとする。なお、事業協同組合は、知事による検査に合格し、引渡しを行った場 合にのみ債権金額の請求ができる。
 - (1) 工事請負代金請求書(様式第5号) 1通
 - (2) 知事の押印がされた債権譲渡承諾書(様式第3号)の写し 1通
 - (3) 発行日から 3 か月以内の元請負人及び事業協同組合の印鑑証明書 各 1 通
 - (4) 債権譲渡契約証書の写し 1通
- 2 債権譲渡が行われた場合には、それ以降は元請負人及び譲渡を受けた事業協同組合は工事請 負契約約款第37条に基づく部分払を請求することはできないものとする。ただし、債務負担 行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事については、年度末に限り行うこと ができる。

附 則

- 1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 第4の2に定める、元請負人倒産時の下請負人等保護方策の確認事項については、当分の間は次の事項に代えることができる。

融資時に下請負人等への支払計画等の提出を行い、かつ、事業協同組合と元請負人との間の債権譲渡契約において、事業協同組合が発注者から受け取る当該工事代金額から元請負人の貸付金を精算の上、元請負人の倒産による任意整理において、残余の部分を事業協同組合が元請負人に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って支払を行うこととする旨が定められていること。

債権譲渡承諾依頼書

平成 年 月 日

鳥取県知事

樣

請負者

(譲渡人)住所

氏名 実印

(譲受人)住所

氏名 建設業協同組合 実印

請負者(以下「甲」という。)が発注者 に対して有する基本契約書[と甲の間で締結された平成 年 月 日付けの工事請負契約書]に基づく下記の工事請負代金債権を 建設業協同組合(以下「乙」という。)に譲渡することにつき、工事請負契約約款第5条ただし書に規定する承諾をいただきますようお願いします。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとと もに、甲の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、工事請負契約約款第44条に規定するかし担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は による御承諾以降は工事請負契約約款第37条の規定に基づく部分払(事務取扱要領第6の2ただし書を除く。)は請求しません。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工 期年 月 日から年 月 日まで
- 4 (1)請負代金額 金 円ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。
 - (2)前払金額 金 円 - (3)既部分払額 金 円
 - (4)債権譲渡額 金 円(平成 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

債権譲渡整理簿

承 諾	申	請	承		諾	エ	事	名	請負者	請負額	債 権 譲 渡 先
番号	年 月	日	年	月	日					(千円)	

(番 号)平成 年 月 日

請負者

(譲渡人) 住所

氏名 様

(譲受人) 住所

氏名 建設業協同組合 様

鳥取県知事

建設工事請負代金の債権譲渡の承諾について(通知)

平成 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって 建設業協同組合(以下「乙」という。)に対抗できること及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約約款第44条の規定に基づく請負者(以下「甲」という。) の責任が一切軽減されるものではありません。

記

1 譲渡される甲の請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約約款第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する県の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約約款第49条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

- 2 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書を提出すること。
- 3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。
- 4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、質権を設定し、又は債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。

確定日付欄	承諾番号

融資実行報告書

平成 年 月 日

鳥取県知事

樣

請負者

(譲渡人) 住所

氏名 実印

(譲受人) 住所

氏名 建設業協同組合 実印

甲が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき平成 年 月 日付でご承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を平成 年 月 日付で締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。

よって、下記工事請負代金につきまして、今後は 建設業協同組合の下記振込口座にお振込みください。

なお、譲渡人は譲受人に当該工事における下請負人等への支払状況及び支払計画に関する書面を 提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工 期自 年 月 日から至 年 月 日まで

4 (1)請負代金額 金 円ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

- (2)前払金額金円- (3)既部分払額金円

(4)債権譲渡額 金 円(平成 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

[承諾番号]

[振込口座]

1 振込希望金融機関名 銀行 支店

工事請負代金請求書

_	mik
一金	円也

平成 年 月 日付 第 号の債権譲渡承諾書(承諾番号)に係る工事請負代金債権について上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

(債権譲受人) 住 所

名 称 建設業協同組合

代表者氏名 印

職 氏 名 樣

工 事 名		
工事場所		
請負代金額	金	Ħ
工事完成年月日		
受 領 済 請 負		
代 金 額	金	円
履行遅滞の場合に		
おける損害金等	金	円

備考 金額は算用数字で記載すること。

(番 号) 平成 年 月 日

樣

職氏名

建設工事請負代金の債権譲渡に係る出来形確認について(通知)

平成 年 月 日付けで依頼のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

I	事	名	
請	負 者	名	
出	来	高	%

工事出来形部分等確認願

職氏名 様

次の工事に係る出来形部分等の確認をしてくださるようお願いします。

平成 年 月 日

請負者住所商号又は名称代表者氏名

印

I	事	名							
I	事 場	所							
I		期	年	月	日から	年	月	日まで	
請	負 代 金	額							
出	来	形						%	

備考 請負代金額は、算用数字で記載すること。